

○総務省令第八十九号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

総務大臣 川端 達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県の項中「秩父市大滝三八七五の一」を「秩父市大滝三九三一の一」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。